

# 緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方 (素案) 及び同基金の活用方針 (素案) について

令和4年12月22日  
第2回みどり審議会  
報告資料1

## ○みどり審議会答申の概要及び反映状況について

### ① 取得する緑地について → 資料の項番2(1)「緑地の取得について」に反映

過去の審議会においても議論を重ねたものの明確になっていない状況であり、一定の考え方を示す必要がある。「みどり」が有している4つの機能が発揮できる公共空地として利活用できる土地であれば購入できるよう方針を定める必要がある。

### ② 緑地の維持管理について → 資料の項番2(2)「緑地の整備及び維持管理について」に反映

民有地であっても、市が公共空地として整備する際の費用にも充てられるようにし、市民緑地の整備を推進する。特別緑地保全地区にあっても、大規模な整備が必要な場合に基金を充てる。

### ③ 自然環境評価調査に基金を充てることについて → 資料の項番2(3)「緑地の調査について」に反映

生物多様性基本法でも、市は、生物多様性の保全のために、地域の実情に応じた施策を実施する責務がある。自然環境評価調査をはじめとした、みどり行政を推進する上で基礎となる重要な調査及び研究に係る事業に充てることについては、妥当である。